明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

一　公証人法施行規則の一部を改正する省令（法務二六）

〔告示〕

二　銀行法第二十六条第一項の規定により銀行に業務の一部停止を命じた件（金融庁四八）

三　放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件の一部を改正する件（総務三五九）

四　核物質の防護に関する条約の改正のマダガスカル共和国による批准に関する件（外務三一二）

五　核物質の防護に関する条約等のタイ王国による批准等に関する件（同三一三）

六　原子力の安全に関する条約への締約国の追加に関する件（同三一四）

七　健康保険組合の設立を認可した件（厚生労働三五一）

八　健康保険組合の解散を認可した件（同三五二）

九　健康保険組合の合併を認可した件（同三五三）

一〇　健康保険組合の名称を変更した件（同三五四）

一一　健康保険組合の従たる事務所を廃止した件（同三五五）

一二　健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同三五六）

一三　介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（同三五七）

一四　保安林の指定を解除する件（農林水産二二三五、二二三六）

一五　保安林の指定施業要件を変更する件（同二二三七～二二三九）

一六　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（経済産業二〇五）

一七　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の規定に基づき保険法人が資産の運用として取得することができる有価証券を定める件（国土交通一一六七）

一八　道路に関する件（東北地方整備局二〇一～二〇三）

一九　道路に関する件（近畿地方整備局一五二）

〔国会事項〕

二〇　諸事項

〔人事異動〕

二〇　内閣　環境省

〔皇室事項〕

二一　諸事項

〔公告〕

二二　官庁
財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、国営土地改良事業計画（幌向川二期・苫前）関係

二三　裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

二四　特殊法人等
企業年金基金変更関係

二五　会社その他

省令

○法務省令第二十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）を実施するため、公証人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十二日

法務大臣　山下　貴司

公証人法施行規則の一部を改正する省令

公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第十三条の四　公証人は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十三条及び第百五十五条の規定による定款の認証を行う場合には、嘱託人に、次の各号に掲げる事項を申告させるものとする。	［条を加える。］
一　法人の成立の時にその実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第四号に規定する者をいう。）となるべき者の氏名、住居及び生年月日	
二　前号に規定する実質的支配者となるべき者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（次項において「暴力団員」という。）又は国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定により公告されている者（現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。）若しくは同法第四条第一項の規定による指定を受けている者（次項において「国際テロリスト」という。）に該当するか否か	